

東日本大震災で被災された2021年度入学志願者および入学（予定）者に対する 特別措置について

東日本大震災において被害に遭われたみなさまに、心よりお見舞い申し上げますとともに被災地域においては、一日も早く復興されることをお祈りいたします。

国際基督教大学（ICU）では、以下の通り特別措置を講じることといたしましたので、特別措置を希望する方は下記の要領で手続きしてください。

記

1. 対象者（学部および大学院）

国際基督教大学の2021年度入学志願者および入学（予定）者で、東日本大震災および長野県北部の地震による災害救助法適用地域において、主たる家計者が震災による人的、物的被害を受けた方および東京電力福島第一原子力発電所の事故にともなう警戒区域および計画的避難区域出身の方、かつ2019年の父母の収入・所得金額の合計が、給与所得者841万円以下（所得証明書等における収入金額（課税前））、給与所得者以外355万円以下（所得証明書等における所得金額）の範囲内である方。適用地域については別紙の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について(第11報)」および「長野県北部の地震にかかる災害救助法適用について 第1報」をご確認ください。

2. 特別措置

提出いただいた申請書および罹災証明書等に基づき審査した上で、被害の状況に応じて、原則以下の基準に沿って検定料、入学金、授業料・施設費を減免いたします。また、出願書類（調査書等）について配慮が必要な場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

【2021年度入学志願者および入学（予定）者の減免基準】

罹災状況	検定料	入学金	授業料・施設費
全壊	免除	免除	3学期分免除
大規模半壊	免除	免除	2学期分免除
半壊	免除	免除	1学期分免除
一部損壊(注)	免除	免除	(免除なし)
主たる家計支持者である保証人の死亡	免除	免除	3学期分免除

- ・警戒区域および計画的避難区域出身の方は、全壊と同様とします。
- ・上記以外の罹災については問い合わせ先までご相談ください。

(注) 特別措置については審査の上、状況に応じて決定いたしますので、被害の程度によっては入学金が免除されない場合もあります。

3. 必要書類

1) 「大規模災害特別措置申請書」

本学所定の申請書を用い、必要事項を漏れなく記入してください。

被害状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

2) 「罹災証明書」(コピー可)

基本的に、倒壊については被災地の市区町村役場、焼失については被災地の消防署が発行する書類です。

3) 「令和2年度(2020年度)所得証明書」(市区町村役場が発行するもの/父母双方分/2019年1月~12月分の所得が記載されたもの)(コピー不可)

- ・収入が無い場合は市区町村役場が発行する非課税証明書を提出してください。
- ・源泉徴収票、確定申告書は受け付けません。

その他、現在の状況を確認するために上記以外の書類をご提出いただくことがあります。

4. 申請方法

下記の送付先まで必要書類を郵送してください。なお、提出期限内に必要な書類を提出することができない場合やご不明な点がある方は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

【教養学部】

送付先：〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2

国際基督教大学 アドミッションズ・センター

問い合わせ先：admissions-center@icu.ac.jp

【大学院】

送付先：〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2

国際基督教大学 学務部大学院事務グループ

問い合わせ先：gs-adm@icu.ac.jp

5. 提出期限

2021年度各入学試験出願締切日(必着)

必ず検定料を振り込んだ上、各入学試験出願期間最終日までに申請書類一式を送付してください。審査の結果、免除になった場合には返金手続きを行います。

- ・出願期間については各入学試験要項でご確認ください。
- ・複数の入学試験に出願する場合は、その都度申請書を提出してください。

6. 決定通知

審査後に結果を郵送いたします。

結果についてはできるだけ速やかにお知らせしたいと考えておりますが、提出時期によっては時間がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

以上